マイナンバー制度が始まります

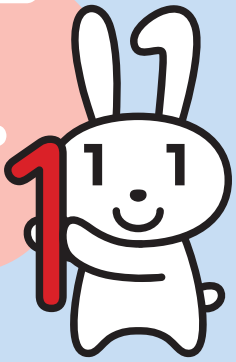

中建国保に加入のみなさまへ

平成28年1月から、各種届出・申請の際には個人番号と身元を確認する書類が必要です。

個人番号が必要な届出・申請

○資格・保険料に関する届出

- 被保険者資格取得届（加入申込書・家族追加用）
- 被保険者資格喪失届（世帯の全部・家族喪失用）
- 住所・氏名変更届　　など

○現金給付に関する申請

- 国民健康保険療養費支給申請書
- 国民健康保険高額療養費支給申請書
- 高額介護合算療養費支給申請書　　など

※上記の届出・申請以外にも、国民健康保険法施行規則等に定められた手続きに個人番号が必要になります。

お持ちいただく書類

組合員さんが届出等をする際には、以下のパターン1～3の書類のいずれかをお持ちください。

パターン	個人番号を確認する書類	身元を確認する書類
1	裏面に個人番号が記載されています 裏面 **個人番号カード** 平成28年1月以降、市町村の窓口で発行される個人番号カードは1枚で本人確認が可能です	 表面
2	**個人番号通知カード** 表面 裏面 平成27年10月以降、お住まいの市町村よりご自宅に届いたカードです。	以下の①、②の写真付証明書のうち1つ必要になります。 ①運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど 運転免許証 在留カード ②官公署から発行された写真付資格証明書など ※上記①②の写真付証明書がない場合は、窓口にご相談ください。
3	**個人番号の入った住民票**	

※組合員以外の方が届出等を行う場合は、別途委任状等が必要になる場合があります。
※郵送で届出等を行う場合も上記書類は必ず必要になりますので、提出書類のコピーを届出書に添付してください。

中央建設国民健康保険組合

マイナンバーとは？

現在は、年金や健康保険、税など、それぞれの制度ごとに個人の情報が管理されています。
マイナンバー制度では、これらの情報を繋ぐため、一人ひとりが自分だけのマイナンバーを持つことになりました。

Q どんなことが変わるの？

A 平成28年1月からは、国保組合の加入や脱退などの資格に関する手続きや現金給付の申請に、個人番号を記入していただきます。あわせて本人確認が必要になります。

Q プライバシーは守られるの？

A なりすまし防止の為に本人確認が義務付けられています。第三者機関の監視・監督がされ法律に違反した場合の罰則も厳しくなりました。

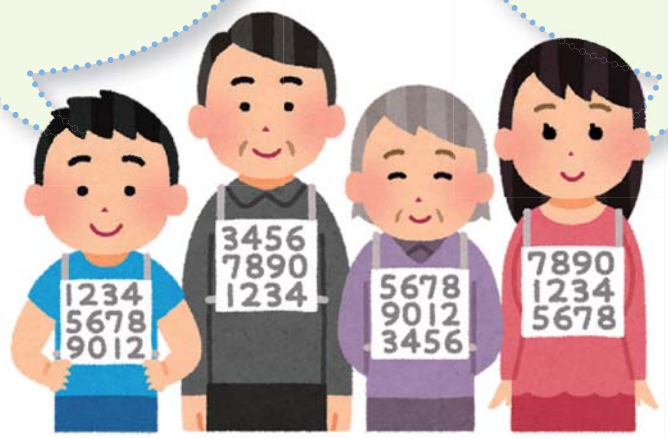

※内閣府マイナンバー制度ホームページより

本人確認とは？

「番号確認」と「身元確認」の2つを行うことです。

- 番号確認…届出書等に記載された個人番号が正しいことを確認します。
- 身元確認…届出等をする者が記載された番号の正しい持ち主であることを確認します。

中建国保が取得した個人番号は、番号法別表第1第30項に定められた手続き「国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務」以外に使用することはありません。

ちゅうけん INFORMATION

11月に中建国保からみなさまのご自宅にお送りした「個人番号提供のお願い（個人番号申告書等を同封）」はお手元に届きましたか？
個人番号申告書をまだ提出していない方は、内容をご確認のうえ、提出していただくようご協力をお願いいたします。